

京都市告示第246号

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第12条第1項の規定に基づき、  
以下に掲げる建造物を歴史的風致形成建造物に指定しましたので、告示します。

令和3年7月20日

京都市長 門川大作

建造物の名称及び所在地

建造物の名称	建造物の所在地
松村邸	京都市中京区六角通烏丸西入骨屋町155番, 烏丸通三条下る饅頭屋町611番4

(都市計画局都市景観部景観政策課)